

49年1月31日現在

人口	298,736人	(+773)
男	145,066人	(+398)
女	153,670人	(+375)
世帯数	89,555世帯	(+213)

おおいた 市報

第664号

昭和49年

3月1日

発行所
大分市役所
編集兼発行人
大分市役所代表者
橋本文治
印刷所 佐伯印刷株式会社
(全世帯無料配布)



市道光吉宮崎線が完成

市道光吉宮崎線の新設舗装工事がこの程完了しました。これは、四十七年度に設定された大分市を中心とする一市五町による大分地域広域市町村圏整備事業の一環として行われた最初の事業で、昨年三月から四月まで、大橋のたもとから光吉に至る延長約千三百メートル、幅員六メートルのアスファルト舗装道路です。

この道路新設により光吉地区の住民はもちろん、田尻や周辺の団地住民にとって市街地への通勤、通学が大変便利になりました。このほか、現在進められている市町村圏事業には道路整備として鶴崎明治線、下芹小野線など計八路線があります。

最近の著しい都市化の進展に伴い、都市内の緑と空地は次第に失われようとしています。そのため排気ガスや騒音などの交通公害の発生、子供の遊び場や市民のいのいの場の減少など都市の生活環境は段々と悪化しています。このような現状に対し、市では明るい太陽と緑のたかな、健康で安全な都市づくりのために都市公園の整備を強力に進めています。

市民のいのいの場であるとともに、都市の人工的な環境に与えるおいを与える都市公園は、市民生活にとって欠くことのできないものです。さらに、経済成

長に伴う生活水準の向上や余暇時間の伸び、あるいは大気汚染などの公害防止のために、将来はいつそう多くの都市公園が必要となつてきます。

情操教育の場となります。

また、児童に遊び場を与えて、児童の交通事故の防止に役立つとともに、青少年などの運動の場となります。

さらに、都市のなかの公園は施設は教養を高める場を提供し申告をしなければならない人

○昭和四十九年一月一日現在、大分市に居住している人で昭和四十八年に所得のあつた人。

○給与所得者のうち勤務先で市か支所税務係または自治委員に申告書を提出してください。

昭和四十九年度の市県民税の申告時期となりました。市民の皆さんの中で申告義務のある人には、この市報と一緒に申告用紙をお届けしていますので、必ず三月十五日までに市県民税課に申告書を提出してください。

申告をしなければならない人

○昭和四十九年一月一日現在、大分市に居住している人で昭和四十八年に所得のあつた人。

○給与所得者のうち勤務先で市か支所税務係または自治委員に申告書を提出してください。

昭和四十九年度の市県民税の申告時期となりました。市民の皆さんの中で申告義務のある人には、この市報と一緒に申告用紙をお届けしていますので、必ず三月十五日までに市県民税課に申告書を提出してください。

申告をしなければならない人

○昭和四十九年一月一日現在、大分市に居住している人で昭和四十八年に所得のあつた人。

○給与所得者のうち勤務先で市か支所税務係または自治委員に申告書を提出してください。

昭和四十九年度の市県民税の申告時期となりました。市民の皆さんの中で申告義務のある人には、この市報と一緒に申告用紙をお届けしていますので、必ず三月十五日までに市県民税課に申告書を提出してください。

申告をされないと

○昭和四十九年一月一日現在、大分市に居住している人で昭和四十八年に所得のあつた人。

○給与所得者のうち勤務先で市か支所税務係または自治委員に申告書を提出してください。

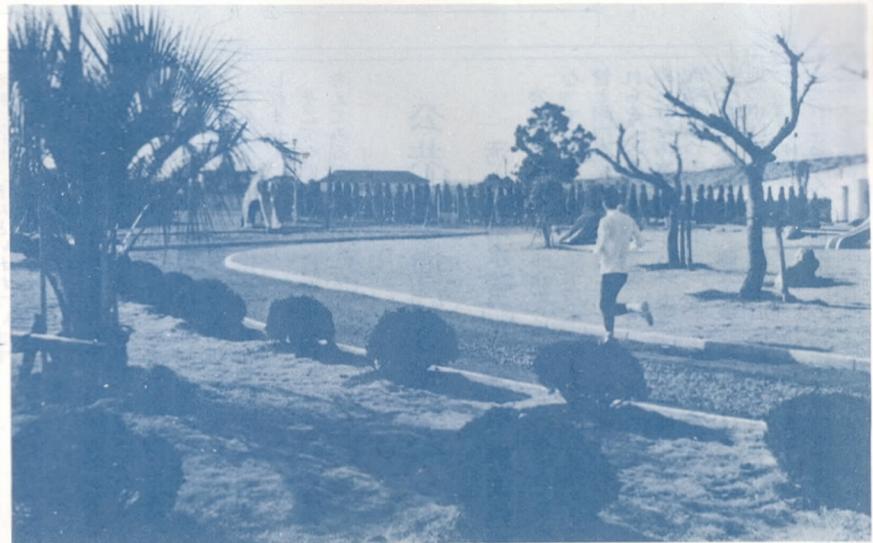
昭和四十九年度の市県民税の申告時期となりました。市民の皆さんの中で申告義務のある人には、この市報と一緒に申告用紙をお届けしていますので、必ず三月十五日までに市県民税課に申告書を提出してください。

申告せずに放つておくと次の

事項ができないことがありますので必ず申告してください。

○所得控除の計算ができないため余分の税金を納めなければなりません。

安らぎと憩いの場 都市公園の整備進む 今月末には新たに13カ所完成



太陽と緑いっぱいの都市公園

15日までに市県民税の申告を

個人事業税の申告も同時に

個人事業税の申告は市県民税の申告と同時に申告することになります。該当者は「事業に関する事項欄」に必要事項を記入のうえ提出してください。

個人事業税の申告は市県民税の申告と同時に申告することになります。該当者は「事業

に関する事項欄」に必要事項を記入のうえ提出してください。

③ 昭和49年3月1日 每月1日・15日発行
下水道が整備されることによつて、明るく住みよい生活環境になるのはもちろんですが、下水道が整備される区域では土地のたまり水がなくなったり、宅地内の便槽等がいらなくなったりして、土地が有効に使用できるようになります。またくみ取り便所の水洗化が可能になるなどその土地の所有者に大きな利益をもたらすことになります。

したがつて一定地域に下水道を設置しますと、直接利益を受けるのは、その下水道排水区域のみなさんに限られます。そこで直接利益を受ける方に事業費の一部を負担しているだけ、一日も早く下水道を整備しようというのが受益者負担金制度で、この制度は全国的に採用されています。

